

出席委員七十四名

決定事項

- (1) 會計報告(福岡會計)の承認
- (2) 唯一館土地及建物買取經過報告(齋藤常任委員)の承認
- (3) 寄附金未應募組合支部に積極的に應募を求むるの承認
- (4) 後援會に積極的活動を依頼する事 可決
- (5) 現下の不況に鑑み、建設運動豫定を變更し、第一期、第二期に分ち、第一期には現土地建物の買収、これが修理改造を行ひ、これを使用しつゝ、第二期に入つて最初の豫定通り運動を續行し、倦まずたゆまずその完成を期する事にしたとの常任委員會の提案を可決す。
- (6) 本修理改築費として五千圓を支出する事 可決
- (7) 借入金返済に關する件、常任委員會に一任す。
- (8) 委任委員會は左の諸點を考慮し、適當なる管理方法を研究すること。

(7) 前記前開組織に依つて管理すること

- 一、本館瓦葺平家建 一棟
此建坪 六坪二合
- 一、本館瓦葺平家建 一棟
此建坪 六坪一合五勺
- 一、本館瓦葺平家建 一棟
此建坪 四坪五合
- 一、本館瓦葺平家建 一棟
此建坪 四坪

以上(且登記簿面表示)

前記物件賣買ニ關シ東京建物株式會社(以下甲ト稱ス)ト日本労働會館建設委員長松岡駒吉(以下乙ト稱ス)トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ

- 第一條 甲ハ其所有ニ係ル前記物件ヲ乙ニ賣渡シ乙ハ之ヲ買受クルコトヲ契約シタリ
- 第二條 前條賣買物件ハ總テ現在有委ノ儘ニシテ乙ハ本建物内現ニ居住者アルヲ認メ之ニ對スル交渉處理ハ乙ニ於テ之ヲ爲シ甲之ニ關與セザルコトヲ條件トス
- 第三條 賣買代金ハ金四萬圓也ト定メ乙ハ本契約締結ト同時ニ金壹萬圓種金壹萬圓也ハ昭和五年拾月末日限リ甲ニ支拂フモノトス
- 第四條 所有權ノ移轉登記ハ前條賣買代金ノ支拂完了後直チニ之ヲ爲スベキモノトス
- 第五條 當事者ノ一方本契約ニ違背シ若クハ解約ヲ申出タル場合其責甲ナルトキハ乙ニ對シ内入金返還ト共ニ違約金トシテ金壹萬圓也ヲ乙ニ支拂ヒ若シ其責乙ナルトキハ甲ハ己ニ受取りタ

(ロ) 後援會及應募組合の代表者を理事者たらしむること

(ハ) 右に就いては應募組合の寄附金高を考慮する事

(ニ) 管理に關して議事の決定に投票制を採用する場合は、寄附金額に依つて投票數を定むること 關東同盟執行委員會に全投票數と同數の投票權を與ふること

土地及建物賣買契約書(寫)

契約書

物件の表示

- 一、宅地 參百五拾壹坪參合參勺
東京市芝區三田四町二番地六號
- 一、木造石塀瓦葺二階建、雙棟
此建坪 八拾參坪八合壹勺
- 二階 九拾一坪壹合八勺
- 一、木造瓦葺平家建 壹棟
此建坪 拾四坪七合
- 一、木造瓦葺平家建 一棟

右ノ通り契約締約ニ付茲ニ本許式通作製シ双方記名調印各自壹通所有ス

昭和五年八月六日

- 東京市日本橋區辰橋參丁目七番地
東京建物株式會社
賣渡人 當務取締役 宮本繁次郎 御
- 東京市芝區三田四町二ノ六
日本労働會館建設委員會委員長
買受人 松岡駒吉 御
- 東京市牛込區藥師十八番町三一
立倉人 田村虎藏 御

各地労働會館建設狀況

本同盟は、加盟組合に對し、會館を建設する様常に奨励しつゝあるのは、會館が組合運動の中心となり、組合員相互間の有機的關係を密接にし、此處に修養、娛樂、各種の施設を有するならば、一層健全なる組合の基礎を築くものであると信するが故である。幸ひこの方針は着々實現し、現存する會館左表の如くである。